

災害発生時における福祉避難所
の設置運営に関する協定書

本 別 町
医療法人社団 刀圭会

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

本別町（以下「甲」という。）と医療法人社団刀圭会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生し、避難を要する場合において、避難生活に特別な配慮を要する災害時要援護者（以下「要援護者」という。）を受け入れるための福祉避難所に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する介護老人保健施設に福祉避難所を設置し、要援護者を当該避難所に避難させることにより、要援護者が支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（要援護者の範囲）

第2条 この協定において要援護者とは、一般の避難所では避難生活に支障があると認められる者のうち、災害時に支援が必要な者又は支援を求める者及びその家族をいう。

（避難所開設の要請及び受諾）

第3条 甲は、避難を要する要援護者のために必要と認められる場合、次条に掲げる施設を福祉避難所として開設することを要請できるものとする。

2 乙は、乙の行う業務・事業に支障のない範囲で、甲からの要請を可能な限り受諾するよう努めるものとする。

（福祉避難所設置施設）

第4条 福祉避難所を設置する施設は、次に掲げる施設とする。

（1）アメニティ本別（中川郡本別町西美里別 6-18）

（要請手続き等）

第5条 甲は、第3条の規定により福祉避難所の開設を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし緊急を要する場合はこの限りではない。

- （1）避難する要援護者の住所、氏名、連絡先等
- （2）避難する要援護者の身元引受人の住所、氏名、連絡先等
- （3）福祉避難所運営（予定）期間

2 前項により通知する事項のうち、運営期間については、概ね3日間以内とするが、被災の程度により更新することは妨げないものとする。

(管理運営)

第6条 乙は、福祉避難所の運営において、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 福祉避難所に避難した要援護者の日常生活上の支援
- (2) 要援護者の健康状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の管理運営に係る費用のうち、次条に掲げる費用の請求

(費用等)

第7条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
 - (2) 要援護者に要する食費
 - (3) 要援護者に要するその他日常生活用品等経費
- 2 乙は、前項各号に掲げるもののほか、福祉避難所の管理運営に特に必要と認められる経費がある場合は、事前に甲に了承を得たうえで、甲に請求できるものとする。

(協力体制)

第8条 甲は、福祉避難所の管理運営に関し、人員又は物資等の不足に備え、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医療材料等の必要な物資の調達、また看護師、介助員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

2 乙は、甲の機能回復までの所要の日数（概ね3日間）に必要な、最低限の物資を確保するよう努めるものとする。

(要援護者の受入れ)

第9条 甲は、要援護者の健康状態等を踏まえ、また他の福祉避難所と連絡調整のうえ、入所する要援護者を決定し、乙はこれを受け入れるものとする。この場合において、要援護者は極力家族等の協力を得て自ら福祉避難所に避難するものとするが、自ら避難することが困難と認められる場合は、甲が移送するものとする。

(協定有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間自動更新されるものとし、以後同様とする。

2 本協定を解約するときは、甲乙双方又は一方が解約しようとする日の1カ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定める事項又はその他業務を遂行するうえで必要な事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年 2月28日

甲 中川郡本別町北2丁目4番地1
本別町
本別町長 高橋正夫

乙 帯広市西16条北1丁目27
医療法人社団 刀圭会
理事長 長谷川 賢